



平成23年7月27日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ネ)第1288号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所堺支部平成22年(ワ)第1698号)

口頭弁論終結日 平成23年6月15日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控訴人(被告)	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久保 健
同訴訟代理人弁護士	本 渡 諒 一
同	仲 元 紹
同	黒 田 厚 志
同	瀬 戸 崇 史

被控訴人(原告)

同訴訟代理人弁護士	井 上 耕 史
同	岡 崎 守 延
同	平 山 正 和
同	村 田 浩 治
同	辰 巳 創 史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、168万6046円及びこれに対する平成22

年5月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である控訴人との間で基本契約に基づき借入れと返済の取引を継続した被控訴人が、控訴人に対し、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分を借入金元金に充当すると、過払金が生じているとして、過払金元金275万3979円と最終取引日（平成22年5月25日）までの民法所定の年5分の割合による法定利息8万3960円の合計283万7939円及び上記過払金元金に対する最終取引日の翌日である同月26日以降の法定利息の支払を求めている事案である。
- 2 原審は、控訴人は悪意の受益者に当たるとして、被控訴人の請求を全部認容したため、その一部を不服とする控訴人が控訴した。
- 3 当事者の主張は、後記4のとおり当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 請求原因」及び「2 請求原因に対する認否」（原判決2頁2行目から3頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 4 当審における当事者の補充主張

(1) 控訴人の主張

ア 被控訴人と控訴人との取引は、貸付けと返済を合わせて538回の取引が存在するが、そのうち店頭取引はわずか7回にすぎない。残り531回はすべてATM取引であるところ、控訴人は、そのすべてについて再現明細書を提出している。これだけの書証を提出しても、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるといえないとするのであれば、厳密に100%の書証を提出しなければ特段の事情が認められないとするに等しい。20年以上前の昭和の時代の取引など書証の提出が著しく困難なものがあることも考

慮すると、余りにも貸金業者側に過酷な立証責任を負担させることになり、不当であることは明らかである。

イ 控訴人は、店頭取引においても、貸金業法 17 条、18 条の要件を満たした書面を交付していた。

貸付取引については、基本契約書と利用明細書を一体として見れば、同法 17 条の記載事項を満たしていた。

返済取引については、同法 18 条の記載要件を満たす受取証書を交付していた。なお、契約年月日及び貸付けの金額の記載はないが、これらの記載は、貸金業法施行規則（以下「規則」という。）15 条 2 項により、契約番号の記載をもってこれに代替することが認められていた。

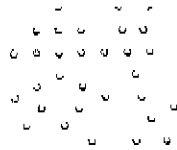
ウ 以上によれば、控訴人について、前記特段の事情が認められるので、控訴人は悪意の受益者ではない。法定利息が生じないものとして充当計算すると、過払金の額は 168 万 6046 円となる。

(2) 被控訴人の主張

ア 控訴人は、貸付時に交付した書面に「返済期間及び返済回数」（貸金業法 17 条 1 項 6 号）及び各回の「返済金額」（規則 13 条 1 項 1 号チ）（以下、これらを併せて「返済期間等」という。）の記載がないことを認めている。

したがって、控訴人は、貸金業法 43 条 1 項の適用があるとの認識を有していないし、有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がないことも明らかである。

最高裁判例によれば、上記特段の事情が認められるためには、単にその適用要件について過払金発生当時に最高裁判決がなく、貸金業法 43 条 1 項の適用を認めた高裁判決があったというだけでは足りず、貸金業法 43 条 1 項の適用があるとの認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する学説が有力であったというような合理的根拠が



必要であるとされる。このような最高裁判例の趣旨を踏まえると、上記特段の事情が認められるのは、貸金業法43条1項の適用要件に関する関係法令の文言・趣旨、行政解釈、下級審裁判例・学説の状況その他の事情に照らし、貸金業者が当該適用要件について正しい解釈に至ることがおよそ期待できなかったといえるような場合に限られるというべきである。

返済期間等について、そのような事情は存在しないから、前記「特段の事情」は認められない。

イ 控訴人が被控訴人に交付した基本契約書のうち、昭和62年4月1日、昭和63年3月10日、昭和63年5月19日、昭和63年9月20日に交付されたものは、契約期間を2年とし、期間満了までに当事者から何らの申出がないときは更に2年間契約を自動継続する旨の定めがある一方で、自動継続されなかった場合には、同契約に基づくすべての債務が履行期限に達したものとみなして一時に支払うことを承諾する旨の定めとなっており、契約期間経過後は貸主の一方的な意思表示により一括弁済を迫られるような事態が生じる。借主にとっては、基本契約締結時及び個別借入時のいずれの時点においても、返済期間、返済回数、最終の返済金額について全く予想がつかないことになるから、貸金業法43条1項の適用の余地はない。また、借主において返済計画を立てようがないほど多義的・不明確なものであって、同法の趣旨に反することは明らかであり、裁判例・学説の状況からも、同法17条1項6号、規則13条1項1号チの要件を満たし得ないことは明らかであるから、前記「特段の事情」は認められない。

平成14年3月25日の基本契約からは上記の条項は改められたが、その時点では既に借入金元本は消滅して過払金が発生していたから、貸金業法43条1項が適用される余地は全くなく、前記「特段の事情」も認められない。

ウ 上記平成14年3月25日の手直し時点においては、いずれの取引も過

払いとなっていたから、受取書面には利息、元金、弁済後の残存債務額は
いずれも０円と記載すべきであるが、控訴人は、約定利率に基づく額を記
載していたから、実態と大幅に乖離しており、貸金業法１８条１項の記載
要件を満たさず、裁判例・学説の状況から、前記「特段の事情」も認めら
れない。

エ １７条書面等の交付の事実、全取引について実際に交付された１７条
書面等の控えを提出することによって立証すべきであり、控訴人が提出す
る再現書面やサンプル書面では、１７条書面等の交付の事実は立証されて
いない。

第３ 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する本件請求は、理由があるからこれを
全部認容するのが相当であると判断する。その理由は、当審における当事者の
補充主張に鑑みて、原判決４頁２５行目の「提出する。」から５頁７行目末尾
までを次の文章に改めるほかは、後記２のとおり原判決「事実及び理由」中の
「第３ 当裁判所の判断」の１ないし３（原判決３頁１８行目から５頁２０行
目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

「提出し、店頭における取引がなされた際、被控訴人に交付された書面のサンプ
ル（丙６ないし８）を提出する。

しかし、最高裁平成１７年(受)第５６０号同年１２月１５日第一小法廷判決
・民集５９巻１０号２８９９頁によれば、いわゆるリボルビング方式の貸付け
をしたときには、各貸付けごとに借主に交付すべき貸金業法１７条１項に規定
する書面に、返済期間等として、当該貸付けを含めたその時点での全貸付けの
残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済
する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきところ、貸付
取引の際、控訴人が交付したとするＡＴＭ領収書兼ご利用明細書（丙４の各
号）には、平成１６年３月２８日（丙４の３８５）より前のものには返済期間

等の記載が全くなく、同月以降も平成19年11月22日（丙4の469）までのものには各回の「返済金額」の記載はなく、また、店頭における貸付取引の際、控訴人が交付したとする書面（丙6，8）には返済期間等の記載がされていたこととはうかがわれないから、本件取引について、貸金業法43条1項の適用はないというべきである。なお、同年12月25日（丙4の471）以降のATM領収書兼ご利用明細書には返済期間等の記載がされるようになったが、その時点では、既に貸付金の元金は完済されており過払金を生じていたから、これにより貸金業法43条1項の適用を受けるものではない。

そして、上記平成17年の最高裁判決が言い渡される以前においても、リボリング方式の貸付けについては、一定の制約の範囲内で借主が返済金額やいつ返済するかを自由に決められることから、返済期間等の記載を要しないとの解釈をとる下級審の裁判例は存在したものの、そのような解釈をとる裁判例が多数であったとか、それと同旨を述べる学説が相当有力であったなどの事実を認めるに足りる証拠はない。また、大蔵省銀行局長通達第2602号には、包括契約の場合の記載事項につき、第2の4，(2)，ハにおいて、

- (イ) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときには、そのいずれのときにも書面を交付しなければならない。
- (ロ) 包括契約を締結したときに交付する書面には、法第17条第1項に掲げる事項中、当該包括契約において特定しうる事項を記載しなければならない。
- (ハ) 包括契約に基づく貸付けをしたときに交付する書面には、貸付けの金額、貸付けの年月日及び当該包括契約の契約番号を記載しなければならない。

との定めが存在するものの、これは、上記(ハ)の記載をもって「返済期間及び返済回数」の記載を不要とする趣旨であるとは解されない。

したがって、控訴人において、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を



有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。」

- 2 以上によれば、当審における当事者のその余の補充主張について判断するまでもなく、被控訴人の控訴人に対する本件請求には理由があるから、これを全部認容するのが相当である。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 坂 本 倫 城

裁判官 西 垣 昭 利

裁判官 森 實 将 人

これは正本である。

平成23年7月27日

大阪高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 信田 千恵子